

宿泊約款

【適用範囲】

第1条

- 1 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

第2条

- 1 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

- 1 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

第4条

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) 宿泊しようとする者が暴力団や反社会勢力の関係者である場合
- (8) 他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (9) 施設又は施設従業員に対し、暴力的要求を行った場合、合理的な範囲を超える負担を要求した場合

【宿泊客の契約解除権】

第6条

- 1 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後3時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当施設の契約解除権】

第7条

- 1 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所及び職業
 - (2) 外国人宿泊客は国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条

- 1 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後14時30分から翌朝10時までとします。また連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。尚、お部屋を移動される場合には一度お部屋を出ていただきます。
- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 10時を過ぎますと30分につき1,500円の超過料金が発生いたします。(11時退出が最大滞在時間となります)

【利用規則の遵守】

第10条

- 1 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条

- 1 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、客室内の掲示等で御案内いたします。

37CAFE

11:00~18:30(L.O.18:00)

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【客室の使用時間】

第12条

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、通知をいただく時期に応じて宿泊料金は申し受けます。詳細については、別表第2に掲げるところによります。

【当施設の責任】

第13条

- 1 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

【宿泊客の貴重品、所持品等の管理・保管】

第14条

- 1 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れていた場合において、発見日を含め3ヶ月間保管し、保管期間を超えた場合は、

破棄します。お問い合わせがあった場合は、着払いにて郵送もしくは直接施設にお越しいただきお渡しとなります。

- 2 外出する際には安全の為、施設にお努めください。
- 3 当施設は貴重品を含めお客様の持ち物のお預かりはしておりません。万一の紛失・盗難に対し責任を負いかねますのでご注意ください。
- 4 宿泊客が当施設内にお持ち込みになった物品、現金並びに貴重品・高価品につきましては、当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失・毀損等の損害が生じても当施設は責任を負いかねます。

【駐車責任】

第15条

- 1 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第16条

- 1 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。
 - (1) 宿泊者が施設に掲示した利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当施設はその責任を負いません。
 - (2) 宿泊者が泥酔等で嘔吐し寝具及びカーペット等汚し、客室を使用不能にした場合その間にこうむった損害金を請求させていただきます。通常の使用でない乱暴な扱いにより客室内の器物破損が生じた場合も同様です。

【施設や設備、備品に関して】

17条

- 1 当施設は全ての宿泊者に対し、平等にサービスの付与を目指しております。館内の備品は当施設が、全ての宿泊者に快適に過ごしていただくために管理する財産です。

- (1) 当施設内の備品を、宿泊者が館外に持ち出したことが認められた場合は賠償金を申受けます。
- (2) 施設・設備・備品・レンタル品等の破損などの損害が出た場合は、止むを得ない場合(自然発生等)を除き損害賠償請求をすることがあります。
- (3) 備え付けのタオルや備品に関してのお持ち帰りは禁止とさせていただきます。
- (4) チェックアウト後に発覚した場合は郵送での返却をお願いすることがございます。
- (5) ルームキー紛失の場合、実費ご負担いただきますのでご了承ください。

【宿泊客が支払うべき総額】

18条

1 当施設の宿泊料については以下の通りとする。

(1)基本宿泊料

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

利用人数	4～11月		12～3月	
	平日	金・土、祝日前夜 GW、お盆	平日	金・土 祝日前夜
4人	25,000	30,000	30,000	25,000
3人	25,000	30,000	30,000	25,000
2人	27,000	35,000	35,000	27,000

(2)追加料金

BBG、カフェ、その他の利用料金

(3)キャンセル料

別表第2 キャンセル料金の詳細（第12条第3項関係）

ご連絡日	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	7日以上前
違約金比率	100%	80%	60%	50%	30%	20%	—

《備考》

1. (1)基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 台風・大雪などの悪天候により当施設が運営不可となった場合、キャンセル料はかかりません。

【お食事について】

第19条

1 アレルギーがある場合は、事前に当施設までご連絡ください。

- 2 当施設では、ご自身で準備・調理された食事による食中毒等については一切の責任を負いかねます。
- 3 お持ち込みいただいた食材等による食中毒・アレルギー等につきましても、当施設では一切の責任を負いかねます。
- 4 お持ち込みの食品・飲料の管理はお客様の責任でお願いいたします。お持ち込み品につきましても、当施設では一切の責任を負いかねます。
- 5 食べ物や食べ残しを屋外に放置、投棄しないでください。
- 6 BBQ グリル等、火器の取り扱いには十分気を付けてください。利用後は必ず火が消えたことを確認してください。
- 7 BBQご予約の場合当日悪天候の場合は実施不可能となるため、前日に予めご連絡させていただき実施又はキャンセルの判断を仰ぎます。

【施設利用にあたって】

20条

- 1 ペットの同伴は不可となっております。
- 2 喫煙は屋外の灰皿にてお願いいたします。
- 3 花火は手持ち花火のみ所定の場所での利用とさせていただきます。大きな音の出る花火・仕掛け花火・打ち上げ花火はご遠慮ください。また、夜 21時以降の花火はご遠慮ください。
- 4 夜間の大きな声での会話や騒音となる行為はご遠慮いただき、マナーの遵守にご協力をお願い致します。
- 5 施設内でのお客様同士の事故やトラブルに対して当施設は一切責任を負いかねます。

【個人情報の取り扱いについて】

21条

- 1 当施設は、個人情報の取り扱いにおいて、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示または提供致しません。また、当施設では、個人情報を販売したり貸し出したりすることは一切ありません。

- (1) 情報提供について本人の同意がある場合
- (2) 警察や裁判所などの公的機関から、法令に基づく正式な紹介を受けた場合
- (3) 法令や利用規則などに反し、当施設の権利、財産、サービスなどを保護する為に必要と認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 人の生命、身体及び財産などに対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合